

(1) 福祉

【現状と課題】

- 核家族化や女性の社会進出が進む中、保育サービスのニーズは増大し、多様化しています。行政は次代を担う子どもたちが、地域の中で健やかに生まれ育つことが出来るよう、総合的な子育て支援サービスの充実に努めています。
- 町内の保育所は、町立と私立を併せて4施設あり、現状では収容定数は充足していますが、今後定数の見直しも考えられます。
- 保育所だけに限らず、家庭や地域の支援や民間団体と連携を持ちながら様々な子育て支援サービスを展開していくことが求められています。

【基本方針】

保育サービスの多様化と、地域コミュニティとの交流環境を充実することによって、家族が安心して暮らし、次世代を担う子どもたちも、地域との密接なつながりの中で、のびのびと健やかに育ち、安心して子育てをしていけるための環境づくりを推進します。

【計 画】

① 少子化対策

- 安心して妊娠・出産が出来る環境整備、子育ての孤立感や負担感を解消するための支援に取り組みます。
- 出産に関する情報や行政サービスの案内を一元化していきます。 (福祉健康課)
- 子どもを産み育てる環境対策として「病児・病後児保育」「乳児保育」「時間外保育の延長」「育児教室の充実」等について、地域や民間、ボランティア組織等による支援を検討しながら少子化対策を推進します。 (保育所・福祉健康課)

② 子育て支援

- 生活スタイルの多様化に伴い、子育て世代からの保育サービスの要望は年々変化しています。これに伴って、今後も保育所では「一時保育」「親子教室」「園庭開放」等の保育サービスの充実に努め、各種機関、地域との連携により住民の要望に応える環境づくりを進めていきます。
- 現在実施している「延長保育」「乳児保育」「障害児保育」等、保育体制の充実に努めます。また、地域の様々な人々のボランティア等の関わりによる支援を推進していきます。
- 効率的な保育所運営と、一層の保育サービスの充実に努めるため、保育所施設の適正配置と共に施設の環境整備に努めます。 (保育所)

③ 地域とのつながり

- 妊婦や乳幼児をもつ家族が、新たに本町に転入してきたときに、地域コミュニティとの密接なつながりを持ち、周囲と広く情報を共有出来るような仕組みを、住民と行政との協働により形成していきます。
- 新生児訪問等によって母親や乳幼児の実情を把握し、各種の行政支援策に関する情報提供が充分に出来るように努めます。
- 子育て世代の交流、また高齢者等も含めた世代を超えた交流により、子どもと家族を温かく見守ることで、互いに楽しみ、関わる人々自身も生きがいのもてる交流の場をつくっていきます。
- 子育て等に関する相談や子育て親子間の交流の場の提供等、地域子育て支援拠点事業を推進します。
(福祉健康課・保育所)



(2) 健康

【現状と課題】

- 妊娠届のあった方に母子手帳、妊婦乳児健康診査受診券を発行し、マタニティ教室の案内をしています。妊婦健康診査の助成は、平成21年度千葉県妊婦検診支援基金事業により、14回に拡大しました。平成23年度で補助が終了となる予定ですが、本町では引き続き助成し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担を軽減し、安心して生み育てる環境の支援をします。
- マタニティ教室では、妊娠、育児に関する知識の習得と、母性、父性を育み同じ立場の妊婦同士の交流を持つことを目的として開催しています。
- 新生児訪問と合わせて、平成21年度から保健師が、届け出のあった新生児（乳児）宅への全戸訪問に取り組んでいます。少子化、核家族化が進む中、産後の母親の育児不安の軽減を図り、産後うつや孤立感を未然に察知し相談窓口の紹介や仲間づくりが出来る教室等の情報提供をしています。
- 乳幼児期の疾病予防、早期発見、健康保持増進を目的として、母子保健法で定められている1歳6か月児、3歳児健診の他、乳児健康診査受診券を発行し、医療機関での健診2回分を助成しています。町独自で乳児期に3回相談事業を実施し、乳児の発育状況の観察や母親の相談に保健師、栄養士が対応しています。健診未受診者については訪問をし、把握をすると共に、保育所や他機関と連携し、虐待等の問題も未然に防止出来る様努めています。
- 平成18年度からは幼児の虫歯の罹患率に着目し、5歳児歯科相談を開催しています。歯科衛生士による歯磨き指導のほか、発育状況の観察、保健指導、栄養指導を行っています。3歳児健診後から就学前健診の間の事業で、歯の生えかわり時期に近い事、就学に向けた生活習慣の確認や保護者の相談を受ける機会となっています。保育所や教育課と連携して推進しています。
- 乳幼児医療助成制度により、就学前乳幼児の医療の充実と保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりをしています。
- 予防接種は、一宮町保健センターでの集団接種が主となっていますが、予防接種法の改正や保護者の利便性を考慮に入れ、個別に医療機関で予防接種が出来る体制が求められています。

【基本方針】

出産に対する不安が安心と希望に向かうための支援と、地域ぐるみの支援が可能となる社会の形成を目指します。行政の支援と地域の人の交流が一体となることで、本町の将来を担う子どもたちを育てる世代にとって、出産・子育て・生活への不安が少なくなるよう支援します。また、子どもの医療費負担を軽減すると共に、子どもたちの健全な発達を総合的に支えていきます。

【計 画】

① 母子保健の充実

- マタニティ教室は、妊婦の夫の積極的な参加もみられます。今後も参加者の意見を反映して、マタニティ教室の本来の目的と個々の環境を融合させるよう継続開催していきます。
- マタニティ教室等が妊婦や家族が出産への不安を軽減し、子育ての知識経験が活かされるだけでなく、互いに支え合えるコミュニティ形成の場となるような環境づくりを進めていきます。
- 新生児訪問等によって母親や乳幼児の実情を把握し、各種の行政支援策に関する情報提供が充分に出来るよう、出産や育児に関する情報や行政サービスの案内を一元化していきます。
- 保健師・栄養士等の活動を通じて、育児のための知識・習慣等の普及活動を進め、乳幼児や親の健康保持、疾病予防のための相談等が気軽に出来る環境整備を推進します。（福祉健康課）

② 医療体制の充実

- 子どもの医療費助成等、医療費の負担軽減施策等の継続により、育児にあたる家族が安心して生活出来るよう支援します。
- 予防接種法の改正や保護者の利便性を考慮に入れ、個別に医療機関で予防接種が出来る体制を推進します。
- 医療関係との連携を密にし、小児救急診療をはじめとした緊急医療の輪番体制の安定化と充実に努めます。（福祉健康課）

③ 健康教育の促進

- 親子が共に健康についての学習、食育といった面で、意識や知識の向上が出来る機会を広く設けます。（福祉健康課）
- 保健センターで実施している「あそびの広場」や「ブックスタート」をはじめとして、幼児が学びの世界にも足を踏み入れるための環境づくりを推進し、地域にとけ込むための場を提供していきます。（福祉健康課・教育課）



(3) 教育

【現状と課題】

- 本町の幼児教育は、公民の保育所(園)等によって進められてきました。保育所(園)は就学前の幼児の人間形成の基礎を培う重要な役割を果たしています。保育所では、保護者の就労等から保育にかける乳幼児に対して、保育が行われています。家庭の機能を補うだけではなく、保育所(園)での生活や遊びを通して幼児がともに育ちあい、身体的・精神的・社会的発達を遂げるよう、「保育指針」に基づいた保育が進められています。
- 家庭の生活様式が多様化したことにより、保護者・子どもの住んでいる地域との関係が希薄になり、本来地域で学ぶべき社会的規範や人間関係の習得が困難な状況になっています。保育所(園)・家庭・地域・行政がそれぞれ協働し、子どもの教育と安全を支える仕組み作りが求められています。
- 一宮町保健センターで実施されている「あそびの広場」の他、保育所の子育て支援センター事業と連携した育児相談、親子ふれあい教室の参加が継続して増えています。本事業は保健師が介入し、育児中の母親の友達づくりの場を提供するとともに、育児不安の軽減、子育て中の母親が地域で孤立しないための重要な事業となっています。教育課と福祉健康課が連携して、平成21年度から町の乳児相談の場を利用した、ブックスタート事業を行っています。

【基本方針】

一宮町に育ち、将来町を担うべき人を育てるという理念に基づいて、子育て、教育の場をつくっていきます。行政は、子供たちが遊びを通じて社会生活を学ぶ初めての場を提供すると共に、親子とそれを取り巻く地域コミュニティが共に学び、互いに支え合う環境づくりを進めていきます。

【計 画】

① 初めての学びの場

- 子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供する認定子ども園制度の導入について、行政と住民が共に検討していきます。(保育所・教育課)
- 保健センターで実施している「あそびの広場」や「ブックスタート」をはじめとして、幼児が学びの世界にも足を踏み入れるための環境づくりを推進し、地域にとけ込むための場を提供していきます。(福祉健康課・教育課)

② 親子で学ぶ環境

- 育児・健康・食育等の知識や習慣について、楽しみながら学べる環境整備を推進します。(福祉健康課)

③ 地域の文化と慣習

- 地域行事等に気軽に参加でき、親子が共に一宮町の歴史・文化に慣れ親しみ、郷土愛の意識が培える環境づくりを推進します。地域の伝承遊びや歴史・伝統文化・地理自然環境等についての知識技術を持つ地元のボランティアの協力を得ることにより、多様な教育の場を提供していきます。
(教育課)

※「認定こども園」制度とは

幼稚園と保育所等の制度の枠組みを越え、それぞれの良いところを生かしながら両方の役割を担う、施設の高機能化を目指す制度として、平成18年10月からスタートした法律に基づく制度です。具体的には、幼稚園と保育所等のうち、就学前のいわゆる「保育に欠ける子ども」も「欠けない子ども」も共に受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供し、併せて、地域におけるすべての子育て家庭に対する支援を総合的に行う機能を備える施設を、その設置者からの申請に基づき、知事が認定を行う制度です。なお、この制度は、幼稚園、保育所に次ぐ第三の施設類型の創設を意図するものではなく、果たすべき機能に着目し、現行の幼稚園と保育所等がその法的位置づけを保持したまま認定を受ける仕組みとなっています。

